

横浜市一般廃棄物処理基本計画

(素案)

説明資料

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

- | | | | |
|----------|----------------|----------|-------------|
| 1 | 計画の位置づけ | … | P.3 |
| 2 | 策定の背景 | … | P.5 |
| 3 | 計画の概要 | … | P.13 |
| 4 | 今後の予定 | … | P.24 |

1 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、策定が義務付けられている法定計画

【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の**排出の抑制のための方策**に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理**施設の整備**に関する事項

2 策定の背景

2-1 策定の背景

- 「3 R 夢プラン」策定以降、時代の変化とともにSDGsの達成や脱炭素社会の実現など、世界的な課題をふまえた対応が求められるようになっています。
- 横浜市として、人口減少や高齡化がごみ処理に与える影響をふまえ、今後のあり方を検討していくことや、安定したごみ処理を継続していくために、老朽化が進む施設の計画的な再整備や災害への備えなども重要となっています。
- こうした時代の変化に着実に対応していくため、「横浜G30プラン」「ヨコハマ3 R 夢プラン」に続く、新たなプランを現計画の期間終了を待たず、前倒して策定します。

2-2 計画の変遷（策定の背景）

横浜G30プラン

【2002(平成14)年度～2010(平成22)年度】

背景

- ・市の最終処分場がひっ迫
- ・各種リサイクル法の成立
- ごみ減量・リサイクルに向けた分別ルール変更の必要性

取組

- ・ 分別収集品目の拡大
(5分別→10分別15品目)

成果

- ・ 「ごみ量30%削減」を2年で達成
- ・ 焼却工場2か所（栄、港南）廃止
- ・ 最終処分場を10年延命化

課題

- ・ より一層のごみ減量を進めるため、3Rの中でリサイクル以外の施策として、ごみのリデュース（発生抑制）の施策を推進する必要性が生じる。

ヨコハマ3R夢プラン

【2010(平成22)年度～2025(令和7)年度】

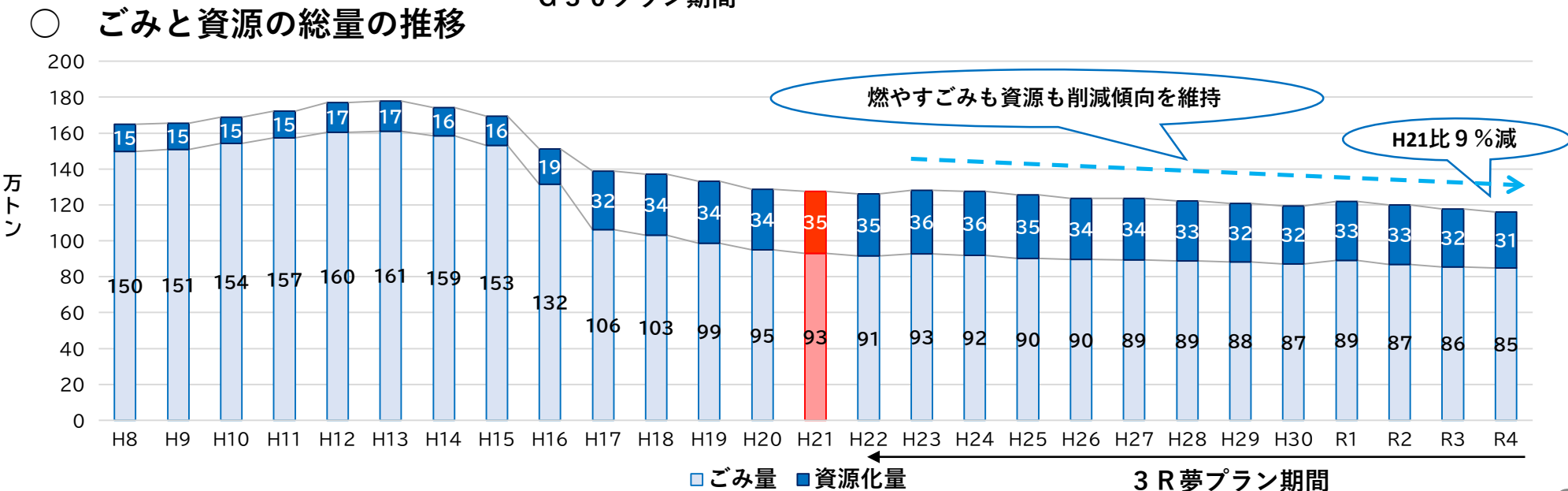
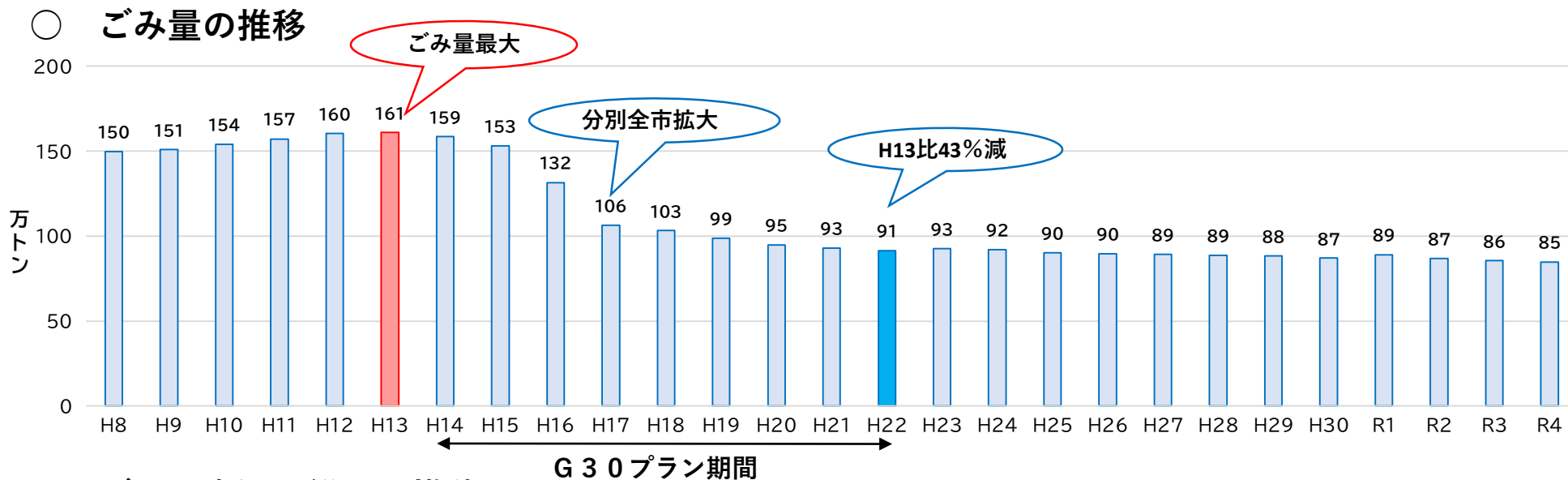
- ・ 地球温暖化への関心の高まり
- 3Rのなかで効果の高い、ごみになるものを作らない、受け取らないといったリデュース（発生抑制）の取組が必要

- ・ マイバッグ・マイボトルの利用など、環境にやさしいライフスタイルの転換を推進（分別ルール変更なし）

- ・ ごみと資源の総量は削減傾向を維持
- ・ 3Rに対する意識が市民・事業者に広がる
- ・ 市民生活と市内経済を支える、ごみの収集・運搬・処理・処分を着実に実施

- ・ 分別に加え、もう一歩踏み込んだ環境行動を実施するか否かは、個人の裁量
- ・ 時代の変化を踏まえつつ、行動変容をもう一段、加速化させる施策を推進する必要性が生じる。

2-3 ごみと資源の量の推移 (策定の背景)



2-4 近年の社会情勢の変化（策定の背景）

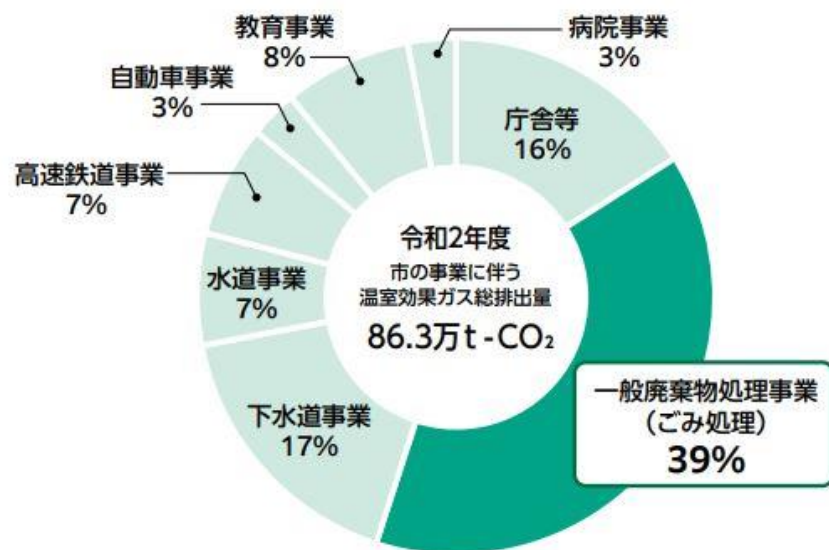
年	世界及び国	横浜市
2011	3月：東日本大震災の発災（2,901名を派遣）	1月：「ヨコハマ3R夢プラン」を策定
2014		9月：都筑工場の長寿命化工事に着手
2015	9月： 国連サミットでSDGsが採択	
2016	4月：熊本地震の発災（726名を派遣） 11月：パリ協定が発効	
2017		10月：新たな最終処分場の供用開始
2018	7月：平成30年7月豪雨の発災（1,701名を派遣）	4月：鶴見工場の長寿命化工事着手 6月：「SDGs未来都市」に選定 10月： 「Zero Carbon Yokohama」を宣言
2019	6月：「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意 10月： 「食品ロス削減推進法」施行	9月：台風に伴う高潮により金沢工場等が被災
2020	1月：国内で新型コロナウイルス感染を初確認 7月：プラスチック製買物袋の有料化が開始 10月：国が2050年カーボンニュートラルを宣言	2月：DP号からの廃棄物受入処理を実施
2021	4月：国が2030年温室効果ガス46%削減表明	6月：「脱炭素条例」が施行
2022	4月： 「プラスチック資源循環法」が施行	1月：前年の市推計人口が戦後初のマイナス 2月： 2030年度の温室効果ガス半減を宣言 3月：保土ヶ谷工場再整備計画の策定 （再整備における3つの視点を決定） 6月：財政ビジョンの策定 12月：「横浜市中期計画2022～2025」策定

2-5 主要な課題①：地球温暖化（策定の背景）

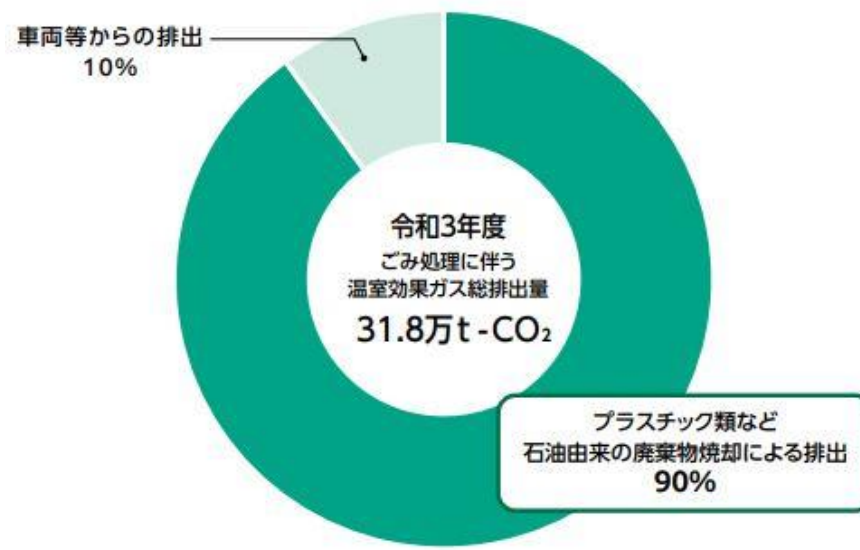
- ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスは、市の事業に伴い発生する温室効果ガスの約4割を占め、そのうち約9割がプラスチックなどの焼却によるものです。

令和4年4月には「プラスチック資源循環法」が施行され、市町村にはプラスチック資源の分別収集の拡大と資源化が求められています。2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市民の皆様のご行動変容を一層加速化させる取組を推進する必要性が生じています。

市の事業に伴い発生する温室効果ガスの内訳



ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスの内訳



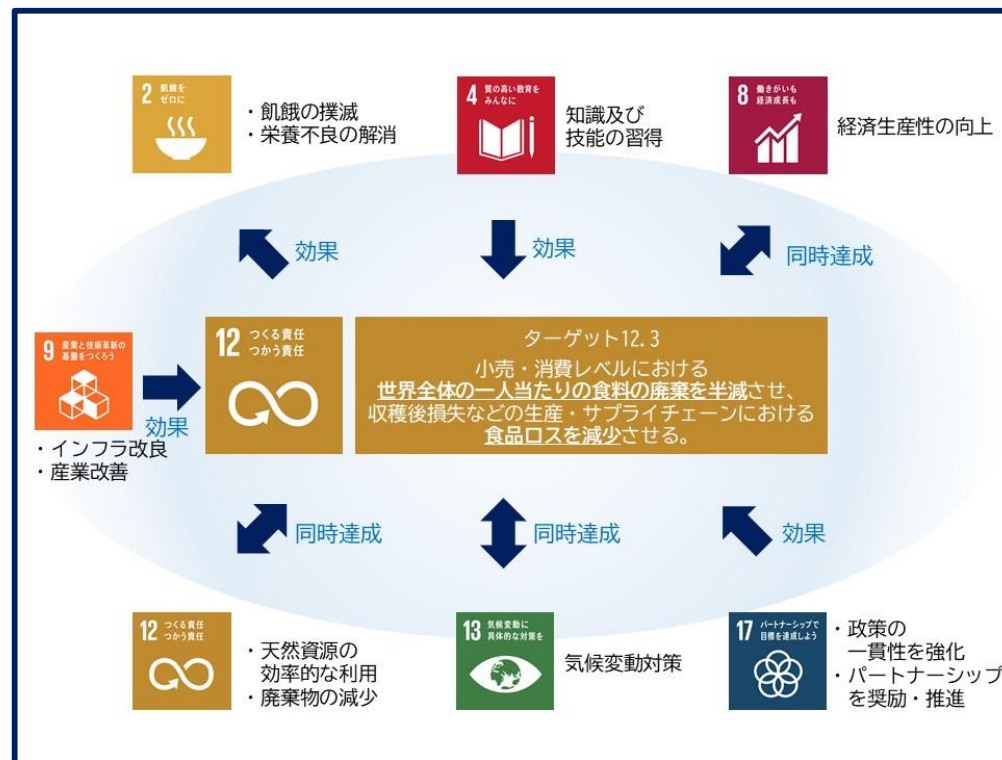
【出典】「横浜市中期計画2022～2025」

2-6 主要な課題②：食品ロス（策定の背景）

- 食品ロス削減は、**SDGs**に位置付けられた**重要課題**であり、削減を進めることで、SDGsの様々な目標の同時達成につながります。

令和元年10月には、「**食品ロス削減推進法**」が施行されて、**行政・事業者・消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する**ことが明文化され、様々な主体と連携しながら、食品ロスの削減を更に進める必要があります。

【参考】食品ロス削減とSDGs目標との関連（消費者庁資料を基に作成）

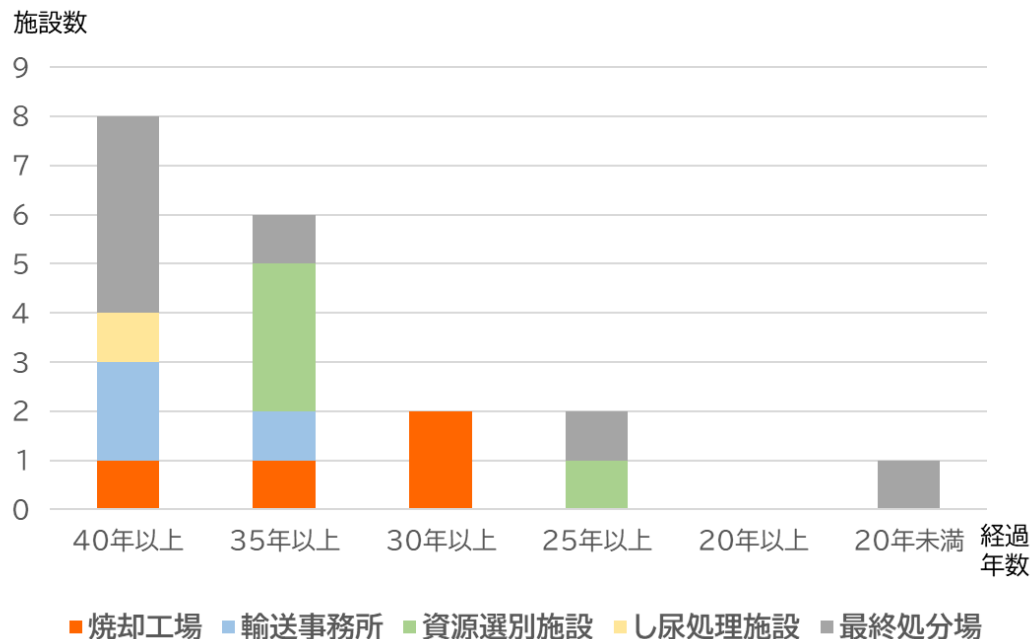


2-7 主要な課題③：ごみ処理の継続（策定の背景）

- 本市の人口は、今後、緩やかに減少していくことが見込まれます。一方、高齢者人口は今後も増加していくことを見込んでおり、ふれあい収集などのごみ出しの支援に対するニーズが高まることが予想されます。

また、本市の廃棄物処理施設の多くは昭和後期～平成初期に建設されており、老朽化が進んでいます。日々の維持管理や計画的な修繕、さらには長寿命化対策を実施し、可能な限り廃棄物処理施設を長く使用するための取組を進めていますが、耐用年数をふまえた適切な時期に施設の建替えによる整備が必要になっています。

【参考】廃棄物処理施設の稼働年数（2030年時点）



3 計画の概要

3 - 1 基本理念と計画期間（計画の概要）

○ 基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。

さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

○ 計画期間

2023（令和5）年度から2030（令和12）年度まで

3-2 計画目標（計画の概要）

- 横浜市役所が事業活動により排出する温室効果ガスのうち、ごみ処理に伴って排出される量は約4割を占めており、その大半は、石油由来のプラスチックが焼却されることに起因しています。

プラスチックをリサイクルすることで温室効果ガスの排出を抑制するとともに、脱炭素社会の実現に向けて、より一層の行動の変化を促していく必要があります。

今回、市民の皆様が脱炭素の取組についての成果を実感いただき、次の一步を踏み出していただくために目標を設定しました。

燃やすごみに含まれるプラスチック量※を年間で2万トン削減します。

（市民一人あたりで約5.3kg削減）

※プラスチック素材のみが対象

- **達成効果**

- ① **焼却量の削減**

【分別対象外の合成繊維や複合素材、合成ゴムなどを含めた石油由来プラスチックの年間焼却量約14万トンを約12万トンに削減】

- ② **2030年度温室効果ガス50%削減に貢献**

【約4.7万トン-CO2削減。市民生活をお支えする市役所の事業活動全体の約5.5%に相当】

- ③ **市民の皆様の日常生活における脱炭素行動の浸透**

3-3 体系図（計画の概要）

【基本理念】

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。

さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者の皆様と共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

【目標】

燃やすごみに含まれるプラスチック量を年間で2万トン削減

基本方針1（市民・事業者編） SDGsの達成と脱炭素社会の実現

政策1 プラスチック対策の推進

政策2 食品ロス削減の推進

政策3 環境学習・普及啓発の推進

基本方針2（行政編） 市民ニーズへの対応と安定したごみ処理

政策4 多様な社会ニーズへの対応

政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

政策6 将来を見据えた施設整備

政策1 プラスチック対策の推進

- 脱炭素社会の実現に向け、**使い捨てプラスチックの削減**（リデュース）に取り組み、不要になったものは適切に**分別・リサイクル**するなど、市民・事業者の皆様による主体的なプラスチックの3R + Renewableの取組を促進していくことで、**温室効果ガスの排出につながるプラスチックごみの焼却量削減を進めます。**

また、プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、海洋流出防止に向けた取組を進めます。

○ 主な施策

- 1 発生抑制（リデュース）の推進
- 2 分別・リサイクルの推進
- 3 事業者等への働きかけ
- 4 海洋流出対策



マイボトルスポットの
利用促進



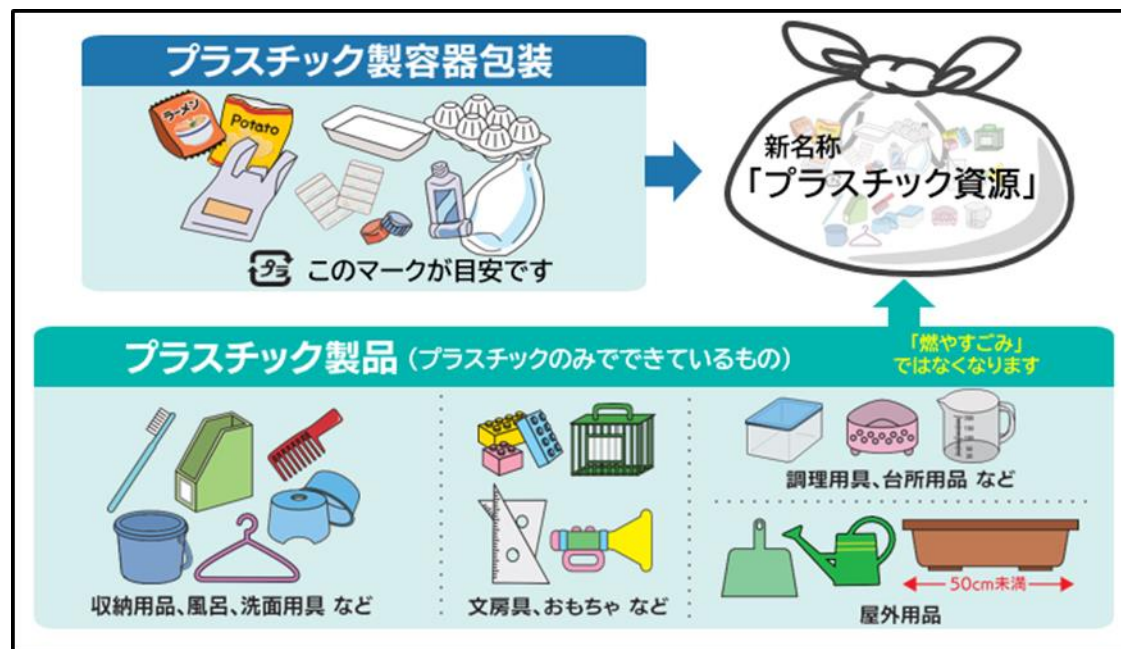
店頭回収・自主回収の推進
【おくすりシートのリサイクル】

分別・リサイクルの拡大（政策1 プラスチック対策）

- 現在、食品トレイや洗剤ボトルなどのプラスチック製容器包装を分別・リサイクルしています。今後、ハンガーやバケツなどのプラスチック製品についても、リサイクル対象を拡大して、脱炭素社会の実現を目指していきます。令和6年10月に9区※で先行実施し、令和7年4月から全市実施を想定しています。

なお、新たに分別していただくプラスチック製品は、プラスチック製容器包装と一緒にまとめて、排出していただけます。

※ 中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区



プラスチック資源として分別区分を新設
【プラスチック製容器包装とプラスチック製品】

政策 2 食品ロス削減の推進

- 市民・事業者の皆様の間で「食」を大切にする価値観が醸成され、食品の製造・流通・販売・消費のあらゆる場面における**食品ロスの削減に向けた具体的な取組の実践と定着につながるよう、働きかけを行います。**

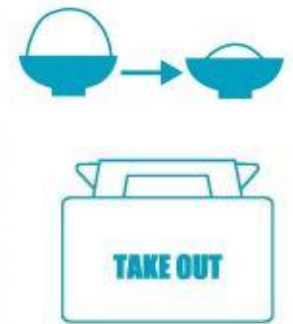
また、先進的な取組の波及・普及を図ることで、市域全体での食品ロス削減につなげていきます。発生抑制の取組を進めても、なお残る生ごみについては、有効利用を進めます。

- **主な施策**

- 1 価値観の醸成ときっかけづくり
- 2 場面に応じた実践行動の推進
- 3 多様な主体との連携・共有
- 4 事業者への働きかけ
- 5 生ごみの減量・リサイクル



「てまえどり」の実践



小盛りやテイクアウトの飲食店を認定する
「食べきり協力店」

※ 本計画は「食品ロス削減推進法」に規定がある「食品ロス削減推進計画」を兼ねています。

政策3 環境学習・普及啓発の推進

- 「誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいく」ため、**市民・事業者の皆様がより一層環境に関心を持ち、3R行動などの具体的な取組の実践につながるよう、環境学習や普及啓発の取組を行います。**

さらに、「GREEN×EXPO 2027」の開催を契機に、SDGsやGXの実現に向けた市民・事業者の皆様の取組を加速させていただきます。

○ 主な施策

- 1 小学校や地域等との連携や説明会(出前講座)の実施
- 2 廃棄物処理施設における環境学習の充実
- 3 多様なツールや機会を活用した情報提供
- 4 3Rに関する表彰等の実施
- 5 環境プロモーションの実施



「きれいなまちに」をテーマにした
ポスターコンクール



小学校向けの出前講座

政策4 多様な社会ニーズへの対応

- 誰もがごみのことで困らない、住みよいまちに向けて、高齢化に伴うごみ出しの支援に対するニーズ増加やまちの美化、災害への備えなど、社会状況や市民ニーズの変化に着実に対応していきます。

また、デジタル技術の活用により、行政サービスの向上と業務の効率化、施策の推進におけるデータの活用を進めます。



見守りや孤独死の防止にもつながる
ふれあい収集

○ 主な施策

- 1 高齢化やごみ出しに関する課題への対応
- 2 まちの美化の推進
- 3 災害への備え
- 4 デジタル化の推進
- 5 廃棄物分野における国際協力
- 6 有料化の検討・廃棄物処理手数料の適宜見直し



デジタル技術の活用
【粗大ごみの申込や分別案内】 21

政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

- 市民生活と市内経済を支えるごみ処理の安心・安全・安定を確保するため、家庭ごみ、し尿の安定的かつ効率的な収集運搬に努めるとともに、安全作業の徹底を図ります。
また、施設の適切な維持管理・補修を着実に実施します。
さらに、ごみの適正処理に加え、減量・リサイクルによる資源の有効利用を進めることで、脱炭素化など環境負荷の低減を図ります。

- **主な施策**

- 1 家庭ごみの安定的な収集運搬と適正排出の推進
- 2 資源化の推進
- 3 環境に配慮した安定的なごみ処理の推進
- 4 事業系ごみの適正処理
- 5 し尿処理



日々の家庭ごみ収集



リサイクルのために
缶・びん・ペットボトルを分別

政策6 将来を見据えた施設整備

- 将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、老朽化が進む**廃棄物処理施設**について、日頃の維持管理や補修工事の実施に加え、施設ごとの耐用年数を踏まえた整備を**計画的かつ着実に実施**する必要があります。

施設整備に際しては、施設規模や配置の適正化、AI・IoT等の最新技術活用による処理の効率化のほか、発電効率向上や未利用土地の利活用の検討等をあわせて進めます。

また、環境にやさしいエネルギーの創出・利活用や省エネ、**脱炭素技術の導入の検討**等、市域内の脱炭素化に向けた取組を進め、地域に多面的価値を提供する施設としていきます。



焼却工場の再整備や長寿命化工事

- **主な施策**

- 1 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討
- 2 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献
- 3 省エネの推進・脱炭素技術等の研究



焼却工場のCO₂回収の実証試験

4 今後の予定

4 今後の予定

- ・ 第2回定例会 常任委員会報告
(新たな一般廃棄物処理基本計画について)
- ・ 第3回定例会 計画素案
- ・ 10月12日から パブリックコメント (11月10日まで)
- ・ 第4回定例会 計画原案【予定】
- ・ 令和6年1月 新たな一般廃棄物処理基本計画の開始【予定】